

行政書士がおさえておく 食品衛生法の最新改正ポイント



令和3年7月吉日

大阪府行政書士会中央支部
支部長 大林 徹
研修部長 城山 浩一

6月1日に改正食品衛生法が施行されたことにより、「営業許可制度」がリニューアルされ、「営業届出制度」が新たに登場しました。そして、HACCP（ハサップ）による衛生管理の義務化も始まっています。

営業届出制度は6月1日から開始となりましたが、新たに届出対象となった事業者は、11月末日までに管轄保健所へ届け出る必要があります。

食品営業許可申請等にたずさわる行政書士としては、食品衛生法の最新改正ポイントを把握しておくことで、手続きをスムーズにサポートすることができ、クライアントや保健所からも喜んでいただけるものと思います。

- 【内容】・食品衛生法の最新の改正内容7つ
- ・食品営業許可制度のリニューアル
 - ①許可業種の統合・廃止・創設について
 - ②水道蛇口の施設基準の変更について
 - ・食品営業届出制度の新設
 - ・HACCPの制度化
- などを予定。

日時	令和3年9月9日（木） 午後6時00分～午後7時30分 ※午後5時30分より受付開始。
場所	大阪府行政書士会 3階大会議室
講師	内部講師
受講対象	行政書士
研修代	中央支部会員：無料、他支部会員：1000円（資料代含む）
定員	40名（定員に達し次第締め切らせていただきます）
申込方法	下記の専用フォーム又はメールに下記事項を明記のうえ、 大阪府行政書士会中央支部 受付担当までお申込み下さい。 (1) 申込フォーム https://forms.gle/qMSiFmgrYfc4KMqp7 QRコードからも専用フォームにアクセスできます →  (2) メール申込み 受付担当：河 はなよ (kawa@kawahanayo-office.com) ①ご氏名 ②支部名 ③会員番号 ④電話番号（携帯電話推奨） ⑤ご意見・ご要望など（任意）
申込期限	令和3年9月2日（木）
備考	新型コロナウイルス感染症等の状況により、開催内容が変更・中止となる場合があります。